

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	①介護保険の第1号被保険者及びその世帯構成員(喪失者を含む) ②介護保険被保険者証を交付した第2号被保険者及びその世帯構成員(資格喪失者を含む) ③札幌市に住所を有する介護保険適用除外者及び住所地特例者。	
その必要性	介護保険業務を正確かつ公平・公正に行うため、上記の範囲を対象にする必要がある。	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)	
その妥当性	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報:介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有 ② 医療保険関係情報:第2号被保険者の医療保険を把握するため、また、高額医療合算介護サービス費の給付のために保有 ③ 障害者福祉関係情報:被保険者の介護保険の適用除外の確認等を行うために保有 ④ 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護に関する情報に基づき、介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有 ⑤ 介護・高齢者福祉関係情報:介護保険給付の適切な給付実績等を確認するために保有 ⑥ 年金関係情報:特別徴収を行うために保有。また、老齢福祉年金にあつては、介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有。 ⑦ 公金受取口座情報:住民が公金受取口座の利用を希望した場合、保険料の還付及びサービス費等支給時の受取口座として保有。	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 (各区の戸籍住民課、保険年金課、保護担当課及び保健福祉課、各市税事務所の市民税課) [☐] 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁、医療保険者、日本年金機構、年金保険者) [☐] 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市町村) [☐] 民間事業者 () [☐] その他 (国民健康保険団体連合会)
--------	--

②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (サービス検索・電子申請機能)
③入手の時期・頻度		1 識別情報:随時(変更時等) 2 連絡先等情報:随時(変更時等) 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報:随時又は月次、年次 ② 医療保険関係情報:随時 ③ 障害者福祉関係情報:随時 ④ 生活保護・社会福祉関係情報:随時 ⑤ 介護・高齢者福祉関係情報:随時 ⑥ 年金関係情報:月次、年次 ⑦ 公金受取口座情報:随時
④入手に係る妥当性		介護保険事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申請等の情報、税情報等の収集を行う必要がある。
⑤本人への明示		介護保険法並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131項及び132項の規定に明示している。また、庁内連携による入手は条例別表2の9項から15項までにおいて明示している。
⑥使用目的 ※		行政運営の効率化と公平・公正な介護保険事務を行うため。
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課、高齢福祉課、各区役所保健福祉部保健福祉課・保険年金課、北区市民部篠路出張所
	使用者数	500人以上1,000人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		1 介護保険の資格に関する事務 ① 住民基本台帳から65歳到達者情報を取得し、資格を取得させる事務に使用する。 ② 住民基本台帳の異動情報から、資格の取得及び喪失、住所変更の事務に使用する。 2 介護保険料の賦課に関する事務 ① 被保険者及び世帯構成員の住民税情報から保険料賦課額を決定又は更正する事務に使用する。 ② 他市町村からの転入者の住民税情報を把握し、保険料賦課額を決定する事務に使用する。 ③ 生活保護受給情報及び老齢福祉年金情報から、保険料賦課額を決定する事務に使用する。 ④ 年金保険者からの年金情報に基づき、特別徴収の開始又は停止などの事務に使用する。 3 介護保険料の収納管理に関する事務 ① 本人等の金融機関口座情報を取得し、保険料の口座振替や還付の事務に使用する。 ② 金融機関からの普通徴収の保険料入金情報を取得し、収納の事務に使用する。 ③ 年金保険者からの特別徴収の保険料入金情報を取得し、収納の事務に使用する。 ④ 生活保護受給情報に基づき、保険料の受領委任払いの事務に使用する。 4 介護保険料の滞納整理に関する事務 ① 保険料の滞納情報及び督促情報から、催告書の送付及び滞納処分に使用する。 ② 本人等との納付相談内容等を記録。 5 介護保険の認定に関する事務 ① 第2号被保険者の医療保険情報を確認する事務に使用する。 ② 保険料の滞納情報から、給付制限の措置に該当するか判断する事務に使用する。 ③ 他市町村からの転入者の受給資格証明書の情報に基づき、認定情報を継続する事務に使用する。 6 介護保険のケアプランに関する事務 ① 本人や代理人からのケアプランを受け付け、ケアプラン届出状況を管理する事務に使用する。 7 介護保険の給付に関する事務 ① 住民税や社会保障の給付状況等の情報を把握し、利用者負担段階を決定する事務に使用する。 ② 金融機関口座情報を取得し、サービス費等支給の事務に使用する。 8 地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務 ① 対象となる被保険者を管理し、利用申請の受付、支給決定する事務に使用する。
	情報の突合 ※	1 個人番号カード等により、正確に本人確認をして個人番号の真正性を確認する。 2 内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
	情報の統計分析 ※	特定個人情報に関する統計分析については実施しない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	介護保険料の賦課額・減免等の決定、要介護(要支援)認定等の決定、介護給付の支給・減額・減免の決定、償還払いの支給決定
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない (5) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	介護保険システムのアプリケーションの運用・保守	
①委託内容	システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。 また、アプリケーションに関する要望対応、障害対応、介護制度改正対応、職員からの問合せ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 10万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	特定個人情報ファイルの一部ではなく全体について運用管理等を行う必要がある。
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 10人以上50人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (個人情報取扱を許可している事務室内でのシステム操作)	
⑤委託先名の確認方法	札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。	
⑥委託先名	競争入札により決定する。	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制を判断し許諾する。
	⑨再委託事項	運用・保守管理プロセス基準書に基づく作業 運用・保守メニューに基づく作業、軽微な改修作業
委託事項2	国保・介護・後期 統合収納管理／滞納管理システムのアプリケーション運用・保守	
①委託内容	システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。 また、アプリケーションに関する要望対応、障害対応、介護制度改正対応、職員からの問合せ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 10万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	特定個人情報ファイルの一部ではなく全体について運用管理等を行う必要がある。
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 10人以上50人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (個人情報取扱を許可している事務室内でのシステム操作)	

⑤委託先名の確認方法		札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。
⑥委託先名		競争入札により決定する。
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制を判断し許諾する。
	⑨再委託事項	運用・保守管理プロセス基準書に基づく作業 運用・保守メニューに基づく作業、軽微な改修作業
委託事項3		高齢障がい福祉システムのアプリケーション運用・保守
①委託内容		システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。 また、アプリケーションに関する要望対応、障害対応、制度改正対応、職員からの問合せ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。
	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	特定個人情報ファイルの一部ではなく全体について運用管理等を行う必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (個人情報取扱を許可している事務室内でのシステム操作)
⑤委託先名の確認方法		札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。
⑥委託先名		競争入札により決定する。
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制を判断し許諾する。
	⑨再委託事項	運用・保守管理プロセス基準書に基づく作業 運用・保守メニューに基づく作業、軽微な改修作業
委託事項4		介護保険審査支払等事務
①委託内容		介護報酬等の審査支払業務、第三者求償業務及び保険者事務共同処理業務
	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	介護保険法第176条において国民健康保険団体連合会は市町村から委託を受けて、介護報酬等の審査・支払い事務、第三者行為求償業務の他、介護保険事業の円滑な運営に資する事業を行うことができる旨規定されている。

③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☒ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑤委託先名の確認方法		介護保険法第176条において、国民健康保険団体連合会は市町村から委託を受けて、介護報酬等の審査・支払い事務、第三者行為求償業務の他、介護保険事業の円滑な運営に資する事業を行うことができる旨規定されている。
⑥委託先名		北海道国民健康保険団体連合会
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項5		介護認定事務
①委託内容		区役所で行っている介護認定事務の一部を集約した介護認定事務センターの業務を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	介護認定事務センターでは、個人番号が記載された介護認定申請書を各区役所から受理する。受理後に、介護保険システムにて個人番号を閲覧しながら、各区役所で行った介護認定申請のシステム入力と別の被保険者になっていないかを確認するため。
③委託先における取扱者数		☐ 50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☒ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☐ その他 ()
⑤委託先名の確認方法		札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。
⑥委託先名		企画競争により決定する。
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制を判断し許諾する。
	⑨再委託事項	業務内容の一部であって、役務の性質上やむを得ないと認められる事項。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (23) 件 [☐] 移転を行っている (11) 件 [☐] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
移転先1	保健福祉局総務部保護自立支援課及び各区保健福祉部保護課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び条例第4条第2項
②移転先における用途	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 (システム基盤) [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時
移転先2	保健福祉局保険医療部保険企画課、各区保健福祉部保険年金課及び北区市民部篠路出張所
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第2項及び条例第4条第3項別表2(第25項及び第27項)
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 （システム基盤）
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時
移転先3	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び条例第4条第2項
②移転先における用途	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 （システム基盤）
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時
移転先4	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課及び各区保健福祉部保健福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第2項及び条例第4条第3項別表2（第9項、第11の2項、第13項及び第14項）
②移転先における用途	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）による相談、指導及び助言、通報を受けた場合の措置又は立入調査に関する事務であって規則で定めるもの 介護保険法による保健福祉事業としての在宅の高齢者等に対して紙おむつを支給する事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの 札幌市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの 札幌市訪問指導事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 （システム基盤）
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時
移転先5	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課、各区保健福祉部保健福祉課及び北區市民部篠路出張所
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び条例第4条第3項別表2（第10項及び第15項）
②移転先における用途	札幌市高齢者生活支援型ショートステイ事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの 札幌市要介護認定等情報提供事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報

④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（システム基盤	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ）
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時	
移転先6	保健福祉局総務部総務課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び条例第4条第2項	
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（システム基盤	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ）
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時	
移転先7	財政局税政部市民税課及び各市税事務所市民税課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び条例第4条第3項別表2（第1項）	
②移転先における用途	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（システム基盤	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ）
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時	
移転先8	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課及び各区保健福祉部保健福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び条例第4条第3項別表2（第5項及び第8項）	
②移転先における用途	札幌市高齢者生活支援型ホームヘルプサービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの 札幌市生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	

④移転する情報の対象となる 本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ☐ 100万人以上1,000万人未満
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 （システム基盤）
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時
移転先9	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課、各区保健福祉部保健福祉課及び北區市民部篠路出張所
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び条例第4条第3項別表2（第7項）
②移転先における用途	札幌市高齢者理美容サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ☐ 100万人以上1,000万人未満
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 （システム基盤）
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時
移転先10	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課及び各区保健福祉部保健福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び条例第4条第3項別表2（第19項）
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ☐ 100万人以上1,000万人未満
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 （システム基盤）
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時

移転先11		子ども未来局子育て支援部子育て支援課及び各区保健福祉部保健福祉課		
①法令上の根拠		番号法第9条第2項及び条例第4条第3項別表2(第29項)		
②移転先における用途		児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの		
③移転する情報		介護保険給付等関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数		[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。		
⑥移転方法		[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (システム基盤 [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)		
⑦時期・頻度		1 移転先が必要とする時期 2 介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時		
6. 特定個人情報の保管・消去				
①保管場所 ※		<札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 3 外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータ保管している。 2 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。		
②保管期間	期間	[定められていない] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない		
	その妥当性	過去の情報を必要とする業務が多いため、介護保険法等ではデータの保管期間の定めがない。		

③消去方法	<札幌市における措置> 1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報を、システムが自動判別し消去する仕組みを備えている。 2 ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。 3 札幌市が定めた保管期間を経過した紙書類は、シュレッダーで裁断する。 4 個人番号付電子申請データは紙に打ち出した後、LGWAN接続端末から速やかに完全消去する。 5 外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 2 クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 3 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	
—	